

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2019年 1月21日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)流量調節弁において、シール部に傷らしきものが認められたが、判定基準2mmに対し、1.5mmであり隔離機能の要求はないことから対象外。	対象外	1月16日
2	2号機	補機冷却海水系放水口配管の点検期限を点検計画に基づき2019年1月としていたが、所内用圧縮空気系圧縮機(A)(B)の点検予定(2019年1月、2月)により予備機がない状態となることから、マニュアルに従い技術評価を実施し、点検期限を2020年6月まで延長。	GⅢ	1月18日
3	3号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(A)用電動機において、グリスニップル(注油口)に折損が認められたため、当該グリスニップルを交換。	GⅢ	1月16日
4	3号機	サービス建屋2階管理区域シャワー室前通路上部の温水配管接続部において、温水の漏えいが認められたため、当該配管接続部を点検・修理。	GⅢ	1月16日
5	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気圧縮機(A-1)高圧ピストンリングにおいて、間隙値が許容値を超えたことが認められたため、当該ピストンリングを交換。	GⅢ	1月16日
6	4号機	換気空調補機冷却系冷凍機(B)冷却水入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	1月16日